

「田中ニ支払済ナリト称シテ底セサルヲ以テ改メテ
 勇外ニ名ヲ代表者トシテ下請負人田中ト共ニ工場主ニ
 ノ結果三日午後四時支払ヲ受ケタルリ更ニ労働者側ハ
 中ノ中間採取撤廃(下請制度廢止)ヲ要求セリ

七、労働者側ノ行動

関係労働者ハ三日罷業ヲ決行シタルガ資金支払後モ工場
 主ガ「今後ノ作業ニ就テハ工場主ノ意ニ添ハサル者ハ解
 雇ノ考ヘテアル」旨ヲ漏シタル爲メ之ニ憤慨シ引續キ
 罷業ヲ継続セリ

右及申(通)報候也

5. 2. 13
 1023

労務第四一一號

昭和五年二月七日

警視總監丸山鶴吉



内務大臣 安達謙藏殿
 社 會 尚 長 官殿
 大阪神奈川各府縣知事殿

都築製作所労働争議ニ関スル件 第二報一解決

要旨 四日労働折衝結果事業主ニ要求全額ニ容認シ解決ス

標記工場ノ争議ニ付テハ改報ノ處其後労働折衝ノ結果解決シタルカ状
 况左記ノ道ニ有之